

『知財の召し上げ』

令和元年6月14日、公正取引委員会は、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表した。

公正取引委員会の報告

第1 調査の経緯・趣旨

1 公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に違反する行為に対し厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また、この未然防止の取組の一環として、公正取引委員会は、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、取引の実態を把握するための調査を実施している。

2 近年、事業活動における知的財産保護の重要性が高まっており、また、公正取引委員会に、有識者から「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」を実施した。

第2 調査方法

調査は、平成30年10月以降、次の方法により実施。

1 書面調査

製造業者に対し、30000通の調査票を送付し、15875社から回答（回収率52.9%）。報告対象期間は、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの5年間。

2 ヒアリング調査

122件（製造業者に対するものが101件、事業者団体に対するものが13件、有識者に対するものが8件）のヒアリング調査を実施。

第3 調査結果、評価、及び公正取引委員会の対応

1 調査結果

本調査の結果、ノウハウの開示を強要される、名ばかりの共同研究を強いられる、特許出願に干渉される、知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった多数の事例が報告された。また、大企業や、中小企業の中でもベンチャー企業からの報告も寄せられた。

報告された事例の一部は、以下のとおりである。



1) 片務的な NDA

実例 1：相手方の秘密は厳守する一方、自社の秘密は守られないという片務的な NDA 契約を締結させられる

2) ノウハウの開示強要

実例 2：営業秘密のレシピを「商品カルテ」に記載させられた挙げ句に模倣品を製造され、取引を停止される

3) 買ったたき

実例 3：金型設計図面等込みの発注になったにもかかわらず、対価は従来どおりに据え置かれる

4) 技術指導等の強要

実例 4：競合他社の工員に対して自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる

5) 名ばかりの共同研究

実例 5：ほとんど自社で研究するのに、成果は取引先だけに無償で帰属するという名ばかりの共同研究開発契約を押し付けられる

6) 出願に干渉

実例 6：取引と関係のない自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、内容を事前報告させられ、修正指示に応じさせられる

7) 知財の無償譲渡等

実例 7：特許権の 1 / 2 を無償譲渡させられる

実例 8：一方的に無償ライセンスさせられる

このほか、製造業者から次のような声も寄せられた。

- ・今回の調査テーマは、当社のような技術系ベンチャーにとって切実なものである
- ・日本の下請取引では、チャレンジするのは中小企業、成果を受け取るのは大企業という文化が根強く残っている
- ・大手の取引先から契約書案を一方的に送りつけられ、「文句を言っているのは貴社だけ」などとそのままの文言での契約を強要される事が日常的に起きている

2 評価

製造業者が研究開発等の末に獲得したノウハウや知的財産権は、当該製造業者の競争力の源泉となるものであり、優越的な地位にある取引先に秘匿しておきたいノウハウを意に反して開示させられたり、苦勞して取得した知的財産権を意に反して無償譲渡等させられたりするのは、我が国における企業の知的財産戦略自体が成り立たなくなるおそれがある。

3 公正取引委員会の対応

公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して本報告書を周知する。また、今後とも、製造業者のノウハウ・知的財産権



を対象とした優越的地位の濫用行為等について情報収集に努めるとともに、違反行為に対しては、厳正に対処していく（下請法違反行為については、共同して下請法を運用している中小企業庁と連携して厳正に対処していく。）。

Practical tips

自民党の競争政策調査会は本報告書に関心を示し、公正取引委員会に本報告書についての報告を求めた。

本報告書の参考事例集で挙げられた例は、実務でよくみられるものである。本報告書がもたらす契約ドラフティング・交渉実務への影響は計り知れない。大企業・外国企業は、契約ドラフティング・交渉戦略の見直しを迫られることは必至であろう。大企業・外国企業としては、交渉の相手方が後になって突然、ノウハウ・知的財産権を召し上げられたもので納得していないと言い出す事態に備え、交渉経過を克明に記録し、証拠化しておくことが肝要である。日本企業は、外国企業からの不平等契約書に対し、本報告書を盾に修正・譲歩を求めることができる。例えば、契約書のドラフトをワードファイルではなく **Non Negotiable** と記載した **PDF** で送り付けてくる外国企業に対しては、本報告書の内容を伝えることにより、ワードファイルを送付させ、条項の修正を求めることができる可能性が高まるだろう。

公正取引委員会は、日本の市場で取引がなされる限り、本報告書は、日本企業だけでなく外国企業にも当然適用されるとしている。本調査において、米アップルと部品供給契約を結ぶ複数の日本企業が、公正取引委員会のアンケートに対し、「自社から開示した技術は取引先が無償で他のビジネスに利用できる」等の一方的な契約を結ばされたと回答していた。公正取引委員会は、独占禁止法が禁じる「優越的地位の濫用」に当たる可能性があることから、事実確認や追加の調査が必要かを検討している。

執筆者紹介



弁護士・NY州弁護士

阿部 隆徳



ABE & PARTNERS

阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496
FAX 06-6949-1487
MAIL abe@abe-law.com

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル



www.abe-law.com

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。